

救村ニュース

77.7.2

No.4

全港湾建設支部
衆分会救護対策

581-0676

二名の拘留取り消しを勝ち取る!!

去る6月14日に公務妨害で逮捕され、大阪拘置所に不当に拘留されていたAさんと同じく6月14日に南海電車に投石したとして、イカ業、妨害、公ム執行妨害、傷害に回われ向むく大拘に拘留されていたBさんの拘留取り消しをこの程からとり、29、30の両日にかけて出て来ました。

「軽犯罪法違反にすぎない罪と

それでも起訴しなければならぬ家の事情」

最初はいがつの罪名で逮捕された二人供というわけが、起訴された時の罪名は軽犯罪法違反に変わっていた。軽犯罪法違反だ。たう何もわごんや起訴する、必要もあるめえに、とゲスのカンクリをしたくな。奴さんりに言わしたらさしおのこが、西成集団暴力事件のさずかし、おぼんだらうよ。

いや、誰がそこまでかりたてた、と言われたらそりやあや、ぱり(田)としか言いようがない。例えはAさんはションベンガードの手前で(田)にジョースの空カニ投げてと、つかま、たらしいけと何もやる気がなくて、暗い所は青黒い判服に銀色に鈍く光るタテを並べた連中に出あ、てごらんよ、決して楽しい気持ちにたんかなり、こないよ、思わす背筋がブルツとするからそうして思わす何か物でも投げなきや気がすまなくなるから、昔からよく言、たもんだよ、攻撃は最大の防禦をね。

それだAさんの起訴状がふる、てる。相当の注意を払わすに物を投げたのは悪い、て、いや、物を投げさせるとも軽犯罪法違反で起訴してくれるのよ、検事さん。

川金ヶ崎抗議行動公判始る

5月25日から6月7日まで断続的に続いた金ヶ崎の人権無視・法廷無視に対する抗議行動で不当にも逮捕された我々の仲間を裁判が7月1日から始りました。

1日はKさんの公務執行妨害容疑に対する裁判があり、この日は人定負向、起訴状朗読、証人調べ等で終わり、次回から証人尋問、弁論が始ります。

なをKさんの次回公判は7月8日午後1時です。

その他の拘留中の仲間、起訴者は次の通りです。

起訴者

在宍起訴	2名
拘留中	4名
保釈	1名
拘留取りこ	2名
計	22名

公判日程

7月5日	刑事22部 5さん
" 6日 PM 1:00	" 34部 M
" 8日 "	" 23部 K

※いずれも大阪地裁です。時間のめからないのはおぼろげに知らせます。

右に示したようにまだ多くの人々が拘留され、裁判もこれから長くかかると思われます。我々と同じく釜で働く仲間の救援の為にカンパをお願いします。

人および市民の権利宣言(マニフェスト)

第一条 人は自由かつ権利において平等なものであるとして出生し、かつ生存する。社会的差別は共同の利益の上になし得ない。このことができる。